

第 5 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 5 年 5 月 17 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第5回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月17日（水） 午後2時から午後2時52分まで
- 2 開催場所 秋田市役所正庁
- 3 委員定数 19人（欠員1人）
- 4 出席農業委員 16人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	9番	白 岩 勝 彦
11番	鎌 田 悦 雄	13番	齊 藤 善 彦
14番	藤 田 修	15番	加 藤 淳
16番	三 浦 宏 和	17番	伊 藤 洋 文
18番	佐々木 吉 秋	19番	加賀屋 慎 一
- 5 欠席農業委員

10番	柴 田 ますみ	12番	佐々木 和 昭
-----	---------	-----	---------
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
 - 第6 議案第18号 農用地利用集積計画(令和5年度第2号計画)に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	熊 谷 勝
副 参 事	伊 藤 弘	副 参 事	住 谷 真 人
副 参 事	稻 葉 隆	主席主査	山 本 郷 史
主席主査	勝 田 茂 満	主席主査	石 井 香 代 子
主 査	幸 野 善 寿	主 査	鈴 木 百 愛
主 任	越前屋 麻希子		
- 8 書 記

主席主査	山 本 郷 史
------	---------
- 9 議事録署名委員

19番	加賀屋 慎 一	1番	佐々木 英 久
-----	---------	----	---------

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和5年第5回農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたのでご報告いたします。10番柴田ますみ委員、12番佐々木和昭委員の2名でございます。委員定数19名中、欠員1名で、在任委員18名中、16名の出席です。総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会への報告説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。 それでは会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	<p>それでは、第5回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	異議なし。
議長	<p>異議なしの声がございますので、19番加賀屋慎一委員と1番佐々木英久委員をお願いいたします。 次に、日程第2の会期決定の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
1番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
6番相場堅一委員	【第3区域部会の報告】
7番佐々木繁明委員	【第4区域部会の報告】
13番齊藤善彦委員	【第5区域部会の報告】
議長	<p>次に、会務報告2「秋田市農業再生協議会通常総会」および会務報告3「一般社団法人秋田県農業会議第85回常設審議委員会」につきましては、私の方から報告させていただきます。 【会務報告2、会務報告3の報告】 次に、会務報告4の「令和5年度秋田中央地区農業委員会会長会通常総会」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>

事務局 (伊藤副参事)	【会務報告4の報告】
議長	次に、会務報告5の「新規参入審査会」につきまして、1番の佐々木英久委員から報告をお願いいたします。
1番佐々木英久委員	【会務報告5の説明】
議長	次に、会務報告6の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告10の「現況地目照会に係る回答について」までの5件について、事務局から報告をお願いいたします。
事務局 (住谷副参事)	【会務報告6から10までの報告】
議長	以上で、会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。
一同	なし。
議長	ご質問がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに、日程第4、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、4件を上程します。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (稲葉副参事)	議案書1ページの4件について説明いたします。 番号1。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 本件は、農地の集約を図るために、相互に同等の面積の所有農地を交換しようとするものです。なお、譲受人は県外在住ですが、所有農地は秋田市内に住む譲受人の母が管理しており、本申請地についても、交換後、同様に管理することとしております。 また、本件は譲受人の経営面積が経基法の要件を満たさないことから農地法第3条で取り扱うものです。一方、譲渡人の経営面積はこの要件を満たすため、交換する農地の取得に係る所有権移転については、本総会の日程第6、議案第18号、農用地利用集積計画に関する件、所有権移転の番号2でご審議いただきます。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人の母は機械作業の一部を委託していますが、農業技術は問題ないと考えられます。農作業常時従事について、年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号2。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲渡人は高齢により経営縮小を進めており、申請地は譲受人宅に隣接していることから、経営面積の拡大を考えていた譲受人と売買を行おうとするものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業

事務局 (稲葉副参事)	<p>機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>次の番号3と番号4は、会務報告5で佐々木英久委員から報告していただきましたとおり、新規参入審査会で譲受人を新規参入者として適当であると判断した案件です。</p> <p>まず番号3、譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は高齢により財産処分を希望しており、これまで家庭菜園程度の畑を耕作してきた譲受人が、農地を取得し本格的に農業を行うことを考えたことから、譲渡人と売買を行おうとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械は所有しておりませんが、必要な機械はホームセンターでリースすることとし、現在は家庭菜園や知人から借りた土地で妻と共にサツマイモ等を栽培したり、書籍やインターネットを通じて専門知識を学んでいるほか、妻の叔父が農家ということで、アドバイスを受ける機会もあることから、今回取得しようとする農地における農業技術については問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間160日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>次に、番号4。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。</p> <p>土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、県外在住の親類である譲渡人から作業委託を受けて申請地を耕作しており、この度、財産処分を希望する譲渡人から贈与を受けようとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械は所有しておりませんが、近隣に住む農業者から必要な機械をリースし、農作業も当該農業者から指導を受け、共に行っていることから、農業技術は問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間250日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>これら4件とも、地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、案件1番について、現地調査を行った保坂正真推進委員から報告を受けた14番藤田修委員に報告をお願いします。</p>
14番藤田修委員	<p>14番藤田です。保坂推進委員から報告を受けて譲受人と会い、話を聞きました。農作業の効率を良くするために集約するとのことでした。稲作に関して勉強されており、問題ないと思いますのでご審議の方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、案件2番について、現地調査を行った吉田孝司推進委員から報告を受けた、13番齊藤善彦委員に報告をお願いします。</p>
13番齊藤善彦委員	<p>13番齊藤です。吉田推進委員から電話をもらい、何ら問題はないとのことでした。私自身も譲受人の隣接の農地があり、譲受人は造園業をやりな</p>

13番齊藤善彦委員	がら田もやっておられます。何ら問題ないと思いますので審議の方よろしくをお願いします。
議 長	次に、案件3番および案件4番について、現地調査を行った加賀谷誠咲推進委員から報告を受けた、14番藤田修委員に報告をお願いします。
14番藤田修委員	14番藤田です。5月9日、加賀谷推進委員から電話で報告を受けましたが、先ほど会務報告で佐々木秀久委員の報告と事務局からの説明があった通り、特別問題がないということですので、ご審議の方よろしくをお願いします。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	それでは、議案について説明します。議案書の2ページをご覧ください。 番号1。譲受人は[]、譲渡人は[]。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、現在他地区に居住している譲受人家族は、家族構成の変化等により一般住宅を建築することとなり、居住地付近の土地を探したものの適地がなく、譲受人の妻の実家および勤務先の近傍に位置する当該地を選定、転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域の緩和エリア。農業振興地域内の農用地区域外農地、農地区分は第1種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は借入金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年9月30日まで。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条許可見込み。土地改良区等からの意見書について、仁井田堰土地改良区から「差し支えなし」となっております。 被害防除について、隣接に対する措置は法面保護、汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下とします。

事務局 (勝田主席主査)	現地は5月1日に確認しております。 なお、番号1について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。 説明は以上です。
議長	それでは質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、県農業会議への諮問の必要がある案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件1件を原案のとおり許可相当にすることに決定いたします。 次に、日程第6、議案第18号、農用地利用集積計画（令和5年度第2号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (山本主席主査)	はじめに、所有権移転について説明いたします。議案書は4ページから7ページまでです。 番号1。買い手は[]。売り手は[]。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積等は、議案書に記載のとおりです。 これを含む合計10件のうち、売買が7件、交換が1件、贈与が2件です。 続きまして、利用権設定について説明いたします。議案書は8ページから50ページまでです。 番号1。借り手は[]。貸し手は[]。土地の所在、地目、面積、10アール当たりの対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。 これを含む合計32件のうち、議案書36ページ以降の6件は、農地中間管理事業による利用権設定です。 以上、令和5年度第2号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
16番三浦宏和委員	はい。
議長	三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	16番、三浦です。確認の意味で、3ページの提案理由を簡単に解説していただきたい。

議 長	事務局、お願いいたします。
事務局 (山本主席主査)	農業経営基盤強化促進法が4月から一部改正となり、農用地利用集積等促進計画を定めることとなりましたが、2年間は従前のおり集積計画を定めることができるということになっております。この経過措置に基づき決定していただくものです。
議 長	三浦委員、よろしいですか。
議 長	4月から新しい改正法が本当は適用になるが、2年間かけて、地域計画とか目標地図を策定するまでには、改正前の利用集積計画書で対応できると、そういう延長措置というか、ということですね。
事務局 (山本主席主査)	そのとおりです。
16番三浦宏和委員	わかりました。
議 長	他にありませんか。他に質問がないようですので、採決に入ります。 はじめに、所有権移転について採決いたします。 議事参与案件がございますので、先に採決します。 1番の案件については、私にかかる議事参与案件ですので、ここで、議事進行を4番鈴木昇代理に交代し、退席いたします。 【18番佐々木会長 議長席退席】 【4番鈴木昇代理 議長席着席】
議 長 (4番鈴木昇代理)	それでは農用地利用集積計画、所有権移転の1番の1件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、案件1番の1件について、原案のとおり決定することにいたします。
議 長 (4番鈴木昇代理)	ここで、議長を交代いたします。 18番佐々木会長の着席をお願いします。 【4番鈴木昇代理 議長席退席】 【18番佐々木会長 議長席着席】
議 長	次に、議事参与案件であった、1番を除いた2番から10番の案件につきまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。

議	長	「異議なし」の声がありましたので、1番を除いた2番から10番の案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。
議	長	次に、利用権設定について採決いたします。 こちらも、議事参与案件がございますので、先に採決します。 はじめに案件29番の1件について採決します。 17番の伊藤洋文委員の退席をお願いします。 【17番 伊藤洋文委員 退席】
議	長	農用地利用集積計画、利用権設定の29番の1件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、案件29番の1件について、原案のとおり決定することにいたします。 17番の伊藤洋文委員の着席をお願いします。 【17番 伊藤洋文委員 着席】
議	長	次に議事参与案件であった、案件29番を除いた、1番から28番と、30番から32番の31件につきまして、一括して採決します。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議	長	異議なし。
一	同	「異議なし」の声がありましたので、案件29番を除いた、1番から28番と、30番から32番の31件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 (午後2時52分終了)